

論 説

『寺川郷談』（松岡本）の一研究

田 村 安 興
森 本 香 代

序——『寺川郷談』とその異本について

1. 『寺川郷談』の著者について
2. 本書の社会的背景
3. 焼畠と『寺川郷談』
4. 水室と『寺川郷談』
5. 宮本常一と『寺川郷談』
6. 別火について

結

序——『寺川郷談』とその異本について

『寺川郷談』は、宝暦元年（1751）春から宝暦2年（1752）春まで、檜の盜伐を取り締まるため本川郷¹⁾に派遣された土佐藩の下級役人（山廻役人），春本次郎八繁則が、村で見聞きした事について書き，高知城下の友人に送った手紙という形式をとった文書である。原文には「きょうだん」の字があるが地元本川郷の人は「ごうだん」と読む人が多い。郷を「きょう」と読ませたのは、当時のやりもの「狂談」と「郷談」をかけたものであろう。本川郷の中でも寺川村と越裏門村は御留山が各5箇所と他より多く、しかも美林が多かったために、著者は主に当地に滞在した。本川郷の奥山分にあたる本川村村落を図1に示した。

これは読み物としての面白さもさることながら、地方風俗を知る上でも重要な書物であり、民俗学や史学、言語学など多くの文献に引用されている。また

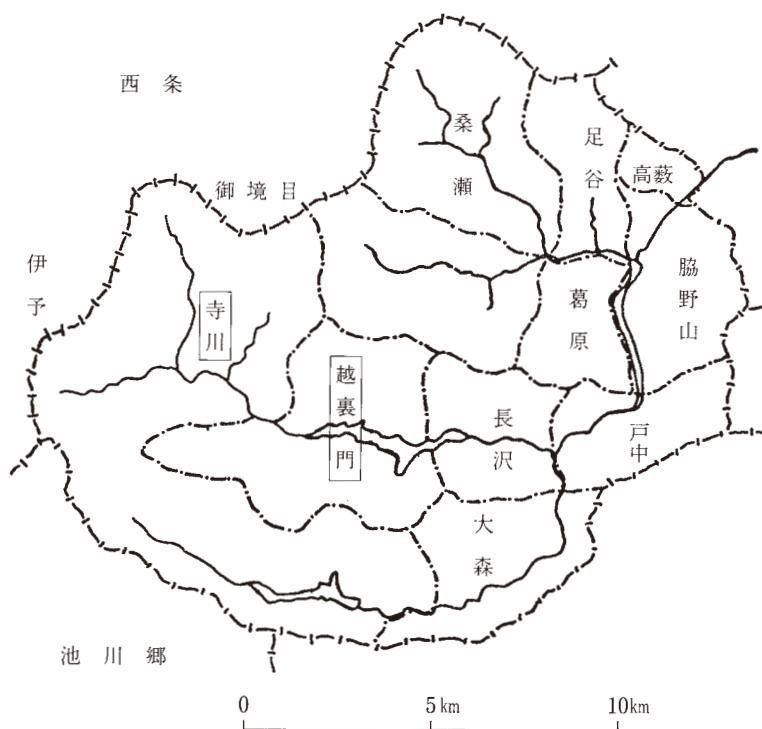


図1 『寺川郷談』の舞台（現本川村）

大田蜀山人の『一話一言』にも記載されている。

『寺川郷談』は、その内容の面白さから次々と書き写されて民間に広まり、現在では多くの種類の『寺川郷談』が存在する。『寺川郷談』の異本を以下に示そう。²⁾

校合本、

1. 田村本 宝暦6年（1756）著者自筆本より田村重遊書写。題号は『寺川里話』。
2. 市中家中之記本 宝暦12年（1762）谷真潮書写。題号は『土佐国寺川郷談』。親本は宝暦8年（1758）桜栢徒翁書写。
3. 赤松本 （詳細不明）

4. 若尾本 若尾家蔵書。文化元年（1804）書写。本は「赤松本」。
5. 三十幅本 国書刊行会編『三十幅』第三所収。国立国会図書館蔵、大正6年(1917)刊行。文化6年（1809）大田南畝書写。
6. 兼松本 兼松氏所蔵。天保9年（1838）浜田鶴雄書写。親本は「田村本」。
7. 中越本 仁淀村別枝 中越律氏蔵。天保13年（1842）中越国信書写。親本は文政13（1830）年椿山（現・吾川郡池川町椿山）の山中為太郎書写。
8. 土佐国群書類従本 明治初年（1868）吉村春峰編。
9. 南路志翼本 松野尾章行編『南路志翼』第四七所収。明治12年（1879）書写。
10. 皆山集本 松野尾章行編『皆山集』卷四所収。高知県立中央図書館蔵。明治14年（1881）「神武天皇紀元即位ヨリ2541年11月7日 書写 松野尾儀行」と奥書がある。
11. 山内栄本 本川村越裏門 山内栄氏蔵。明治36年（1903）山内錦太郎書写。親本は天保15年（1844）矢満路某書写。矢満路所蔵の奥付がある。現在の持ち主は山内 文氏。
12. 山内文庫本 高知県立図書館蔵（寄託）。（詳細不明）
13. 松岡本 高知県立図書館蔵。松岡直道所蔵の後書がある。
14. 小関本 小関清明氏蔵。小関豊吉書写。作者春木繁則と書いてある。
15. 小島本 小島祐馬氏蔵。（詳細不明）
16. 桂井本 桂井和雄氏蔵。（詳細不明）
17. 壬生本 （詳細不明）

これらは写本、復刻本、翻刻本であり、それぞれが独立した1本の形を持っている。また前出の書写本、翻刻本、校訂本として次のものがある。

若尾本 若尾家蔵書。文化元年（1804）書写。本は「赤松本」。

1. 橋詰本 橋詰延寿氏が書写し、謄写印刷したもの。奥書には文化已（1809年）とあり、三十幅本の写し。

兼松本 兼松氏所蔵。天保9年（1838）浜田鶴雄書写。親本は「田村本」。

2. 山中本 山中登氏が本川村役場において愛媛県から伝わった刊行『三十輻』の中から書写。
3. 和田本 大川村 和田隆明氏蔵。皇紀2600（1940）年の暮、岡崎正友誌書写。「土佐国郡書類従本」と「山内栄本」と「三十輻本」を校合し、1940年にペンにて写本。
4. 横川末吉校訂『寺川郷談』 高知県立中央図書館古書復刊会。昭和27年（1952）「山内文庫本」・「橋詰本」・「桂井本」・「山内栄本」の校訂。
5. 吉野忠著『寺川郷談 乙類本』 南路志翼本と小関本の校訂
6. 竹内利美編『日本庶民生活史料 昭和43年（1968）集成9』所収。三陽社 昭和44年（1969）中越本の翻刻。

民間に広まっていく中で校訂本が生まれ、その写しもあり、さらに奥付の書かれていらないものもあることから、原本を特定することは困難であり、またこれらのはほとんどが30年以上も前から個人所有物である。高知女子大学図書館には、かつて広田孝一氏が所持したと思われる、「若尾本」と「山内栄本」（いずれも写真版のスクラップ）がある。また、土佐郡大川村に在住する和田氏所有の写本と、元山中家の屋根裏で和田氏が発見した繁則直筆と言われている手紙は現在不明であり、和田氏が平成元年に翻刻出版されたものを見ることができる。

高知県立図書館蔵の松岡本は和綴本（四つ目綴）で扉の裏に「神代風 寺川郷談 全」と書いてあるのが透けて見える写本である。この松岡本には奥付がなく、いつ、誰が書き写したものか判らないが、昭和45年12月に「土佐文学復刻集成七」として土佐文学研究会から複写出版されている。この事から全国的に最も知られた『寺川郷談』だと言えよう。この本には朱筆で書き込みがされているが、いつ、誰が書き加えたのか、この点についても定かではない。

1. 『寺川郷談』の著者について

『寺川郷談』本文を見る限り、著者は宝永堂となっている。しかしながらこ

の作者は、『皆山集』本文の初めに「寺川郷談 御山廻次郎八筆記ト云フ」、最後に「章行云右作者ハ御山廻役春木次郎八繁則也 繁則安永八亥年（1779）十一月二十八日六十八才ニテ卒 云々 子孫土佐郡薊野村ニ住ス」と記されており、春木次郎八繁則という人物である。

春木家の年譜は、高知県立図書館蔵 寄託山内文庫『五等士族上席年譜』に記されている。ここに春木家初代善左衛門と二代目次郎八の年譜を翻刻し、現代語訳をつける。³⁾

『五等士族上席年譜 1』春木家年譜より（翻刻）

一、俸録 七石七斗也 春木繁太郎

家産

一、初代善左衛門儀元禄十三辰年於江戸表下式人扶持御給金三両被下置松光院様御直抱定御小者ニ被仰付之

一、宝永七寅年御足輕御引直被仰付之

松光院様御遠所以後享保五子年江戸詰五百人方支配ニ被仰付被候同年及老年遂御断御國許ト御差下し組抜御足輕ニ被仰付之

一、享保式拾卯年迄相勤病身ニ罷成養子次郎八代役奉願通被仰付之

一、元文二巳年迄代役共都合年数三拾八カ年相勤善左衛門病死

一、二代養子次郎八儀同年養父跡無相違相続被仰付之

一、寛保元酉年御山方渡り御山廻り役被仰付之

一、同二戌年 若殿様附御下横目役被仰付之

一、同年御省略御入減を以右役無異儀御免被仰付之

一、同年直ニ御山方被帰役被仰付之

一、宝暦十辰年為御褒美御米三斗被下置之

一、明和二酉年下御山改役被仰付勤役中江戸勤御免被仰之付

一、同五子年御詮儀之上爾來被下置候御給金三両御切米四石五斗ニ御引直被仰之付

一、安永六酉年十一月勤功御詮儀之上名字御免格式組外ニ被仰之付御山改役被仰付之

一、同八亥年迄相勤病氣ニ付右役御免被仰之付

一、同九子年四月養子克藏被代役奉願通被仰之付

一、同年迄代役共都合年数四拾四カ年相勤次郎八病死

『五等士族上席年譜1』春木家年譜より（現代語）

一、俸録 7石7斗。 春木繁太郎

家産

一、初代善左衛門、元禄13辰年（1700）、江戸表で二人扶持三両の給金にて、

松光院様御直抱定御小者となる。

一、宝永7寅年（1710）足軽となる。

松光院様が亡くなった後、享保五子年（1720）江戸詰め五百人方支配となる。

この年、老年のため願い出て国許に差し下され、組抜足軽となる。（繁則 9才）

一、享保20卯年（1735）まで勤め、病身のため養子繁則の代役を願い出て許される。（繁則 24才）

一、元文2巳年（1737）まで、代役も含め合計38年勤め、善左衛門病死。

一、二代養子繁則、同年養父の跡を継ぐ。（繁則 26才）

一、寛保元酉年（1741）御山方渡り御山廻り役となる。（30才）

一、同2戌年（1742）若殿様付き御下横目役となる。（31才）⁴⁾

一、同年、人減らしのため、意義なく役目を降りる。

一、同年、すぐに御山方に戻る。

一、宝暦10辰年（1760）ご褒美としてお米を3斗いただく。（49才）

一、明和2酉年（1765）下御山改役となり、勤務中に江戸勤めを免除される。
(54才)

一、同5子年（1768）それまでの御給金三両が、御切米4石5斗となる。（57才）

一、安永6酉年（1777）11月、勤めぶりが評価されて名字が許され、格式組外になり、御山改役となる。（66才）

一、同8亥年（1779）まで勤め、病気のため右役免除される。（68才）

一、同9子年（1780）4月、養子克蔵が代役を願い出て許される

一、同年まで代役を含めて合計44年勤め繁則病死する。（69才）

以上の年譜によると元禄13辰年（1700）江戸にて春木家初代善左衛門が松光院⁵⁾の定御小者⁶⁾として雇われる。宝永7寅年（1710）足軽となり、享保5子年（1720）三代藩主の娘松（松光院）が亡くなった後、老年を理由に国許である土佐へ差し下され、組抜足軽となる（繁則 9才）。享保20卯年（1735）病

身のため養子繁則（24才）が代役となり、善左衛門は元文2巳年（1737）病死する（繁則 26才）。善左衛門は江戸で土佐藩お抱えとなつたが、国許差下しの時に土佐へ戻ってきたことから、著者次郎八繁則が生まれた場所は土佐であろう。繁則を歌った「ほんがわちよんがり」には「高知のちくと東のタロスの弟」とあり、住所は薊野村である事がわかっている。しかし、本文からは関東・東山の地理、自然に詳しい文脈があり、また藩外の人しか感じないであろうような、土佐山間部の地理的・文化的異質性が強調されている。これは当時の役人が参勤交代で見聞を広めていたことを示している。また、著者の古今にわたる深い教養を本書全編から知ることができる。下級藩士にこれだけの教養を持った人物がこの時期に出現していることは、この時期の庶民文化の高さを物語っている。

著者繁則が藩の仕事を担うのは養子となって父の仕事を継いだ元文2年（1737年）から自らの養子に跡式を譲る安永9年（1780年）までのあいだであり、その間実に44年間に及んでいる。この間山廻り役としての務めを行うのは、同年譜によれば、寛保元年（1741年）同2年に役を解かれたあと同年役に復し、安永8年（1779年）病気で山改役を解かれるまで途中3年間の江戸勤めの時期をのぞき、35年間に及んでいる。著者はこの間一貫して山方の仕事に就いている。著者が本書を執筆した時期は山廻り役となった寛保2年（1742年）から9年後の時期であり著者が39歳の時であった。山廻り役とは山奉行の下にあって毎年藩内各郡に配置され、交代しながらそれぞれの御留山廻りを行った。繁則も詳細は不明であるが藩内各地に赴任している。

著者が本川郷最奥地の寺川・越裏門に派遣されたのはわずか1年であるが、寺川の人々に大きな影響を与えた人物であったことは著者繁則が作った歌と踊りが今日まで伝えられていることを見ても明らかである。それは寺川・越裏門に伝わる「ほんがわちよんがり」という以下の歌である。

「ヤリ ヤリ ヤリ ヤリ ただのヤリでは こたたりますまいウントコドッコイ
コレワイショわたしゃ高知の ちくと東の タロスの弟のジロスでござるが 今
度はじめて越裏門 寺川 猪 猿 狸のおすまいところへさまよい来れば頃は霜月戌

亥のまつりの神楽があるとて 於今朝殿らが自慢のこしらえ 太布の小衣を片前さがりに ねじくれ島田をこびんへなでつけ ウントコドッコイ コレワイシヨ 色は黒いに自慢の御化粧 春の焼山 雪解けみたいに おしろいこてつけ 歩く姿は かにの横ばい からすのひょととび 若いどもらの 腰もとみたれば 本川たばこの どぎついやつをば 柄の木どうらん しこたんつめこみつめこみ お尻をからげて 歩くさまみりや 牛のなであし あひるのなげあし ウントコドッコイ コレワイシヨ」

「ほんがわちょんがり」「ジロスのうた」は何種類か伝えられているが、いずれも登場する「じろす」とは『寺川郷談』の著者次郎八繁則であり、この歌は繁則と於今朝を軸にしたものである。地元には著者繁則が庄屋の娘於今朝に恋した物語が伝えられている。本川村高橋常雄氏がかつて古老からこの歌の背景にある繁則の恋物語を聞き取った。繁則は越裏門の於今朝という美しい娘に恋をしたが、於今朝には心に決めた人がおり、繁則の恋は悲恋に終わった。繁則のその思いが歌になったというものである。⁷⁾

地元の人々に溶け込み、愛されたからこそ寺川の生活・文化を生き生きと描いた本書が書けたのであろう。

ところで『皆山集』と『五等士族上席年譜』とでは著者の没年が1年違っているが、どちらが正しいのか、今となっては定かではない。繁則の墓については、『皆山集』に「子孫土佐郡蘿野村に住ス」とあるが、1985年に高知市塙ノ原の藪の中（中蔵山造成地東端の無縁墓の中）から発見された。山本泰三氏が発見したものである。⁸⁾ 春木家の子孫は明治初年までしかわかつていないので、家が途絶えた後、第三者によって移設されたのだろう。この墓石と遺骨は、当時の本川郷の一部、現在の土佐郡大川村に移されている。

2. 本書の社会的背景

藩政時代、寺川・越裏門は本川郷として藩に繰り入れられた。しかし、実質的に寺川・越裏門が徵税の対象として藩政下に入ったのは野中兼山の為政以降であった。それまでの藩、それ以前の中世大名も、米が全く取れない山深いこ

の地を統治の対象としなかった。本書には野中兼山の為政以前には本川五党といわれる中世からの系譜をもつ大庄屋が統治するにすぎなかつた事が次のように記されている。「さて、西は予州松山領、北は西条領並びに御蔵所に隣接しているここ寺川は、四国第一の深山幽谷である。昔は土佐領でも伊予領でもなく、谷川の水はことごとく阿波に流れていたが、阿波領でもなかつた。では、ここは誰も治めていなかつたのかと言うとそうではなく、筒井・和田・伊東・山中・竹崎の五家がこの地を分けて治めていた。しかしながら、野中氏の智略によって土佐領に組み入れられたと、村の古老は語つてゐる。」

野中兼山は、近世初期からの幕府の軍役・課役による財政窮乏を立て直すために多方面にわたる改革を行つた。兼山は領内各地に堰を築いて灌漑用水路を作り、新田開発を進めた。土佐藩の大部分を占める中山間地帯には水田は少ないが年中温暖で山は豊かであった。兼山は山村の國産品を奨励し移出物には口銀という移出税を課した。山村には漆、桑（養蚕）、楮（和紙原料）、茶、砂糖などの工芸作物の生産が奨励され、山村の農家は米麦以外に農家の副収入の増加を目指した。その他、松煙（墨原料）、紅花、椎茸、木炭、薬草、山芋、蕨粉などの多用な林産加工品が、年中温暖で豊かな山村において商品化された。土佐の山村は辟易の地であるが、河川と海路を経由することによって当時日本最大の中央市場、大阪に近く、近世の手工業的小経営は藩政中期には成熟した段階に達した。兼山は特産的な商品（国産）を奨励して移出税を取る商品と、鰹節や和紙など藩専売制を敷くことによって藩が直接商品を管理して生産者の自由な販売を規制する商品とに分けた。また杉・檜の美林や人の手が入っていない自然林は御留山にしてこれを厳しく管理した。

寺川の御留山はこうして兼山の治世下で制定され、それを管理する番所が設置された。著者春木次郎八繁則はこうした背景のもとで、藩有林を管理する役人として吉野川源流域のこの地に派遣された。

宝永3年（1706年）藩に差し出された『土佐郡本川郷風土記』によれば本川郷は24ヶ村であり、寺川村の家数は20軒、番人庄屋は山中久太夫、御留山は5箇所、「此所ニ御番所有与州西条領江出入之道口也」とある。また、越裏門村の家数は25軒、「番人庄屋は山中紋之丞、御留山は5ヶ所」とある。

本書が書かれた宝暦2年（1752年），藩は国産方仕法を導入して流通からの課税を強化するため国産方改役所を設置して口銀の徵収の徹底，指定問屋以外への自由販売の禁止など生産者への規制を強化した。これに反対した高岡郡津野山の百姓は櫛原庄村屋を中心に一揆を企てた。宝暦元年（1751年）には深尾佐川領の農民数百人が森村に集まり騒動を起こした。天明6年（1786年）には宿毛領で農民800人が強訴を企て、天明7年（1787年）には池川紙一揆が起こっている。また本川郷下流域の豊永郷でも寛政9年（1797年）郷民300人によって強訴が行われた。

本書からみる寺川の農民の生活は米以外の多様な農産物を生産していた。寺川の農民は稗などの雑穀，豆，麦，芋などを焼畑で輪作する，自給的な農業を中心として，若干の商品作物を生産していた。池川郷や佐川など，農民が藩と鋭く対立した姿は本書にはない。寺川には役畜としての牛馬もなく，険しい山間地に仮設住宅を建て，年の半分以上を切畠経営を中心に厳しい生活を営む勤勉な農民の姿が描かれている。本川郷でも下流域は水田があり，米を中心とした農業が行われている。寺川の農民は神社への御備えも雑穀であったことから他村氏子との問題もあり，下流域の村にあった神社が分けられたと伝えられている。天保6年（1835年）各村の名本庄屋から本川の道番を総括する大庄屋に提出した記録⁹⁾には，寺川など4ヶ村では表1のような農産物生産記録がある。幕末には楮草，茶，麻が同村の数少ない商品作物となった。

同表によれば本川郷奥山分4村で生産しないものは米，からいも，たかきび，みかん，いんげん，しょうがという記載がある。このほか『寺川郷談』に記載されている，薬草，葛，蕨などの飢饉用作物の記述は同表にはない。農民は数少ない商品作物を販売して必要なものを購入した。『寺川郷談』には寺川には「茶，竹…」などがない，とあることには今日の景観からは想像ができない。天保期においても表1のように，寺川において茶生産の記述はないが，本川郷全体として茶は特産物の一つであった。同書にも祝い事には抹茶を贈る風習が書かれている。楮は天保期では寺川を含む本川郷で大量に生産されていた記録があるが同書には全く記載されていない。みかんは天保期にも寺川で生産されていない。みかんを他村から購入していたことは，同書に「若い男達の中には

表1 本川郷奥山分農産物生産高(天保6年1835)

自給用穀類(石.升)	越裏門	寺川	長沢	大森
稗 粗	191	118.88	219	219.8
小 豆	21.52	15.9	32.6	34.55
大 豆	12.25	5.48	7.66	14.5
黍	14.9	7.75	11	22.62
麦	11.18	4.58	16.42	34.18
蕎 麦	5.99	3.7	5.41	7.74
い も(さといも)	14.5	9.4	31.2	25.85
そ の 他	1.58		1.78	0.53
計	274.93	165.44	325.59	364.4
人 口(人)	138	60	84	109
自給日数(日)	250	160	365	640

商 品 作 物	越裏門	寺 川	長 沢	大 森
楮 草(貫)	380	140	379	571
麻 草(貫)	25	6.7	20	15
茶 (丸)	13		18	30

その他 野菜 大菜 大根 かぶ ひともじ 南瓜など

果実 柿 梨 桃 栗 梅など

本川村大庄屋記録(『本川村史』所収)

みかんを買って娘達にやり、縁を結ぼうと騒ぐ者がいる。」という記述から分かる。

土佐藩は本川郷、池川郷のような山間部においては郷制をしついた。郷では大庄屋のもと名本庄屋をおき郷を統治した。本川郷最奥地の寺川においても、名本庄屋、大庄屋と一般の農民は格差と厳格な規律があることを本書の叙述から窺い知ることができる。しかし、本書に叙述されている庄屋と農民の関係は厳しい上下関係ではなく親子のような暖かい関係であった。

寺川には平家落人伝説がある。これは四国の奥地の村には決して珍しくないが、本書に登場する寺川の農民の姿は、貧しいが誇りある人として描かれている。近世の農民というより、中世の豪族の流れをくみ、武士・農民の境界を超えた風貌を感じさせる。これも著者が農民の目線で接していることと、厳しい藩政統治が及んでいないこの地域の性格によるところが大きい。

著者は御留山の管理を行う役人である。本書には御留山の美林に他藩の盜賊が進入し、これを盜伐することが面白く描かれている。しかし、寺川の農民に対して林野への立ち入り禁止や林産物の採取を取り締まることは言及されていない。むしろ税がかからない作物を栽培していることに対して寛容に見守っている。ここにも単なる管理者としての役人ではない著者の姿がある。

3. 焼畠と『寺川郷談』

土佐では古くから焼畠農耕が行われてきた。寺川には棚田を含め水田は皆無であり、食糧はほとんど焼畠で生産した。近世の奥山分における焼畠のまとまった記録は管見では『農業之覧』（享保12年・1727）がある。焼畠（切畠）は租税の対象となる内切畠と、無税の外切畠がある。外切畠は屋敷から遠く離れており、その石高は不明であるが、内切畠は元禄期からほとんど変わらず約2万2千石である。為政者にとっては地高の1割以下であるが、山村農民の命を支えてきた。焼畠は昭和30年代を境にほとんど見られなくなったが、寺川では近年も小規模であるか存続している。『寺川郷談』の焼畠に関する記述を以下に示そう。

「3月 寺川の人達は、この頃になってから山々の耕作を始める。焼畠農業なので、風の静かな良く晴れた日に山の峯に火をつけて、前の年に伐って置いていた柴や小枝を焼き、その灰を肥料にして稗や小豆などを作る。寺川の人々はタヤ（作業小屋）に行き、昼間は一生懸命に働き、夜は鹿を追い払うため一晩中寝ない事もある。又、昼間は畠を荒らす猿を追い払っても少しも休む暇がないなど、その生活の辛さは大変なもので、男も女も老いも若きも皆よく働く。さて、山を焼く時は火打ち石で火をつけるが、その時には声高々とでおまじないを唱える。『山を焼くぞー、山を焼くぞー。山の神も大蛇殿もゴメニナレ（ごめんなさい）、ゴメニナレ。這う虫は這って行け、飛ぶ虫は飛んで帰れ、引っ込む虫は引っ込め。アブラオケソウケ、アブラオケソウケ。さあさあ、火をつけろ。』そして火をつけ、山を焼く。寺川は土佐藩の御留山などが近いので、『良材などをフスペナヨ。山廻りの役人に見

つけられたら叱られるぞ、大事にせよ。』などと、口々に大声で怒鳴る。」…「人々は作小屋での仮住まいなので風呂に入らず、月代も剃らず、破れを繕った着物を着ている。その風貌はまるで畠を守っている僧都の人間のようだ。」

「4月 この頃は皆、家を離れて残らずタヤという作業小屋へ行き、11月末までそこにいる。」

「6月・7月 この時分、寺川の人々は稗田の雑草取りの最中で、老人も若者も娘も皆総出でタヤという作業小屋へ行き、公の用事がなければ寺川へ戻らないので、残っている者は長だけである。タヤまでの道のりは2・3里程あり、人里からも随分離れた険しい道を歩いて行く。もともと山道なので、雨が降れば着物の襦袢まで濡れてしまう。見上げれば青色に美しく光る岩壁は剣のようで、見下ろせば高さ千丈もの岩壁を水が激しく流れ落ち、その色は藍色に見える。谷川を流れる水音はいつも轟きわたっているが、その変わらない響きはどんどん大きくなっていくように思われた。道はついているが険しい箇所もあり、それを乗り越えてそれぞれがタヤへと通う。慣れれば3才の子供でも道を間違える事はないが慣れていない者から見れば、さぞ恐ろしく思うことであろう。そしてさらに人里から遠く離れた山奥の、猪が寝るようなかるも（枯草）を敷いた小屋へ19才や20才の娘達がたった1人で行き、何日もそこに泊まって昼は猿を、夜は鹿を追い払って作物を守る。」

以上のように、本書には当時の焼畠労働を直接見た者でしかわからない作業の模様が記されている。

本書とほぼ同じ時期に書かれた『農業之観』¹⁰⁾は焼畠作業体系を以下のように記している。寺川では次のうち深い山地の作付け型が大部分であったであろう。

屋敷に近い場所の焼畠

1年目 芝草焼き そば栽培

2年目 大豆・小豆栽培

3年目 粟栽培

4年～6年目 休耕（芝草を生やす）

7年目 芝草焼き そば栽培

(以後1年目からの繰り返し)

深い山地の焼畑

1年目 雜木を焼く ひえ栽培

2年目 そば栽培

3年目 小豆栽培

4年目～13年目休耕（雑木林）

14年目 雜木を焼く ひえ栽培

(以後1年目からの繰り返し)

4. 氷室と『寺川郷談』

『寺川郷談』には氷室に関して次のような記述がある。

「8・9月頃から山々では雪が降る。それが根雪になるまで降り積もり、4月まで消えることはない。薪などは前もって十分に蓄えておかないと、12月・正月頃になってからとても苦労することになる。寺川には手箱山という御留山で大きな山がある。そこに雪屋という場所があるがいわゆる氷室のことである。昔は毎年雪を詰めていた。山内家2代藩主・忠義公の時代までは毎年6月1日にこの雪屋の氷を壺に納め、夜間も走る早飛脚で藩主に献上したとの事である。今でも領家郷（現・伊野町北部から高知市北西部）へ行く近道を雪道というのは、このためである。今は取りやめられそのような行事はないが、氷室であるこの雪屋に年の内から雪を詰めておけば、翌年中消えることはなかったという。その氷室跡は今も残っている。（中略）であるから、土佐の国の氷室も古くからあったのだろうが、いつ頃始まりいつ頃中止になったか、定かではない。この氷室の事は、蠶簡集・土佐幽考・土佐日記・土佐物語その他にも記録はなく、今では知る人もいない。」

この『寺川郷談』の記述と地元の人々の言い伝えを契機にして本川村では氷室祭りが行われてきた。さらに氷室に関する研究書も刊行された。¹¹⁾

『寺川郷談』に書かれている氷室の記述と発掘調査の調査報告をめぐって論争がある。かつて手箱山水室跡を発掘した岡本健児氏は出土した伊万里焼の碗

をもとに藩政時代前期から元禄時代まで同所に氷室があったと断定した。その根拠は同所から発掘された古伊万里焼と初期伊万里焼の年代の推定からであった。その時期は春木繁則によって書かれた『寺川郷談』のわずか50年あまり前までさかのぼるに過ぎない時期まで、氷室が存続していたと結論した。岡本氏の所論は『本川村史』にも収録され、通説となっている。これに対して宮川敏彦氏は次のような論旨からこれに異を唱える。第1に、初期伊万里、古伊万里とも多様性を持っており必ずしも年代を特定できない。第2に、その他の出土品は氷室番所を特定できる出土品ではない。第3に『寺川郷談』の記述から氷室は2代藩主忠義の時期であり、その時期は春木次郎八繁則が『寺川郷談』を書いた時より100年から150年もさかのぼることとなり、岡本説と大きな違いが生じる。その他、宮川氏は氷の保存方法、氷室の場所、番所跡の標高などについて岡本説に異を唱えており、氷室番所跡の再検討を主張している。

この論議の決着はすでに明らかである。『寺川郷談』を一読すれば、著者の観察力、調査能力、聞き取り力を容易に推し量ることができる。わずか一世代前まで行われていたことであれば、より明確に記述したであろう。土佐の氷室についても「いつ頃始まりいつ頃中止になったか、定かではない。」という叙述をするはずがない。さらに決定的なことは「山内家2代藩主・忠義公の時代までは毎年6月1日にこの雪屋の氷を壺に納め、夜間も走る早飛脚で藩主に献上したとの事である」と明確に述べていることである。『寺川郷談』は年代を特定できる第一級の資料というべきであり、岡本健児氏の出土資料はあくまで二次資料、傍証に過ぎないものである。その傍証さえも疑わしいことを宮川氏が明らかにした。宮川説の正当性はもはや言うを待たない。真の番所跡の発見は今後の課題であろう。

5. 宮本常一と『寺川郷談』

宮本常一は太平洋戦争の開戦間近い昭和16年1月と12月の2回にわたり寺川を訪れている。今日と違い交通が不便な時期であり、宮本は次のように述懐している。「そのとき『旅の人はまた来るというけれど二度來た人はいない』と

言われたので『私だけはもう一度必ず来ます』と言ってしまったのです。その責任上どうしても行かねばならず、出かけて行ったのです。この道が」また大変な道で、あるかなきかの細道を急崖をのぼったり、橋のない川を渡ったりして木深い谷を奥へ奥へと行きました。¹³⁾ 宮本の調査に対する実直な姿勢とまだ秘境であった寺川の魅力が宮本を駆り立てたのであろう。宮本の聞き書きには『寺川郷談』以降今日までをつなぐ話が記されている。

宮本の聞き取りによればこの地に牛が来たのは明治35年だという。『寺川郷談』には寺川の女性は一生牛を見ないという一文がある。「ここ寺川は峻険な山里ゆえ昔から牛馬の通る道などなく、天地開闢以来ここで牛や馬の姿を見た者はいない。ただ、男は村裏や西条に行く事があるため、そこで見る者はいるが、女は見ずに一生を過ごす人がほとんどである」この宮本の一文から『寺川郷談』以降明治35年までの約150年後に牛が寺川に入ったことになる。

ただし、寺川は全く閉鎖的な村であったわけではない。宮本は村の商品作物があることを記している。大阪から商人が蜂蜜、蜜蠟、茶を買い付けにくるという話である。宮本は昔は薬種商人が買い付けたと記している。また宮本はこの地は大木を伐れば茶が一面に自生すると記している。高知県の山間部はどこでも茶はかつて下草として自生したが、山間部の冷涼な風土がかつては茶を重要な商品作物とした。

宮本は明治時代當林署の役人が盜伐者に立木にくくりつけられて殺されたというエピソードを寺川で聞き込んでいる。これは『寺川郷談』の話とは全く逆の結末である。明治以降の国有林管理が御留山管理より緩かったことになる。

宮本の聞き取りは現地の人の話を率直に伝え、男女の艶話も多い。寺川でも色恋、夜這いと狸に化かされた説話を紹介している。

『寺川郷談』の本文にも結婚前の艶話がいくつかある。同書7月6日の項に、寺川の結婚に際する行事として次のように婿をひやかす行事が紹介されている。

「『婿殿、婿殿、お見事、お見事。鉄砲が本当によく鳴って、婿入り先の娘が嬉しがってるだろうよ。けれど鼻を高くしたばっかりに転んで、膝の皿を打ったりするなよ。膝の皿も、はや、晩方から用のある所だからな。大事にしろよ』などと、口々にはやしたてる。…（中略）…さて、祝い事も済んで

婿が一旦実家に帰る時、村の若者達は絶対に回り道のできないような場所へ、竹の節を抜いた中に小石や砂を入れたもので二重、三重の垣を作つて道を塞ぐのだった。通りかかった婿は脇差しを抜き、垣を切り破つて進まなければならない。この時、村の若者達は山の上から見物するのだが『見事に切れて、脇差しもよく光る。はずみがいいぞ』『包丁じゃないのか、鏽が見えるぞ。娘が来たら研いでもらえ』などと言ってはやしたてるのだった。村の若者達は切れれば誉め、切れなければ悪口を言ってどつと笑うのである。」

以上のように、かつての農村にあった開放的な婚姻の風景を著者は書き残した。

6. 別火について

本書の後半に次のように別火の風習が記されている。「ここ寺川で清浄なものといえば、それは火である。家によつては先祖からの火を末代まで消さないというところもある。女が月経の時は、火喪屋という別の家に行って過ごす。それは火を別にするためのもので、そこには以前から世帯道具を運んで置いてある。裕福な家には各自に一軒ずつあるが、貧しい家には村として共同の火喪屋が三軒ある。昔は板屋根の家に用いる垂木などを火喪屋で作つて暮らしていた。屋根葺き用の板に「月役」という木があるのは、そのためである。もちろんその間でも山畠の仕事は勤め、乳飲み子のいる女は家の門外まで行って子供を呼び出し、乳を飲ませてから火喪屋へ帰る。このような風習は土佐の国では他に聞いたことがなく、とても身ぎれいな事だと思った。伊勢の国（現・三重県）や安芸（現・広島県）の宮島にあるとの事である。その他の国にもあるかもしれないが私は知らない。」

著者は別火の風習が藩内では例がないと書いているが、松本瑛子氏の近年の研究¹⁴⁾によって藩内には多くの事例があることが報告された。寺川には古い風習が色濃く残存していることは言うを待たないが、別火による風俗と女性差別の歴史など、火をめぐる特別な慣習を知る上でも本書は第一級の資料を提供している。

結

本稿は本川村から近く刊行予定である『寺川郷談』（翻刻・現代語訳・解題）の副産物である。『寺川郷談』は本稿に示したように、現代にまで多岐にわたる論点を提供している旧本川郷の文化遺産である。本稿では割愛した論点には、方言学、民俗学などの分野があり、それらの論点に関する研究は後の課題である。

本書が書かれて本年（2002年）春でちょうど350年経過するが、本書に書かれている方言はすでに使われなくなつて久しく、明治生まれの寺川の人でもその意味を理解できる人はいない。かつての寺川の方言はもはや永遠の闇に隠れてしまつてゐる。また、婚姻や葬式、新年の行事なども同様である。しかし、寺川ではひえ栽培を中心にする小規模な焼畑農業が今日でも行われている。おそらく焼畑が21世紀まで存続している村は日本では寺川だけであろう。生活物資も自給的にまかなわれる部分が多い。本川村の最奥地にある寺川では国道が整備されても、変化していない生活がまだ数多く残されている。食の外部化や環境破壊が進む一方の都市生活と異なり、永遠に持続可能な生産・消費活動が寺川では行われてきた。早明浦ダム、永沢ダム、大森川ダム、大橋ダムなどあいついだ大規模水源開発による本川郷の自然と生活破壊がなければ本川郷の可能性はさらに開けていたであろう。

注)

- 1) 藩政期本川郷は現本川村と大川村を含む
- 2) 広田孝一氏はこれらの諸本を田舎本（中越本・小関本）と都会本（松岡本・小関本・桂井本・類従本・橋詰本・山中栄本）とに分け、吉野忠氏は甲類本（若尾本・中越本・小島本）乙類本（松岡本・小関本・山内文庫本・桂井本・山中本・三十幅本・類従本）丙類本（皆山集本）とに分けている。

兼松本 吉野氏は書き写した人の名前をとって浜田本としているが、これ以外はすべて持ち主の名前をついているため、ここでは「兼松本」とする。

南路志翼 高知県史誌編輯係編。明治12年（1879）成立。50巻。高知県国史編輯係（後史誌編輯係）を明治7年から同13年まで勤めた松野尾章行の収集した史料

集。内容は、御当家年代略記・巷謡篇・吸江関係記事・土佐国諸寺本末調・高知藩律例など多岐にわたる。原本は戦災に遭い焼失。写本が東京大学史料編纂所に所蔵されている。

『皆山集』松野尾章行編。明治11~34年（1878~1901）成立。松野尾章行が24年間かけて古文書・古記録を筆記・蒐集した史料集。116巻、116冊からなる。土佐名勝記抄・土佐国記事・高知市土地沿革図説・高知県地誌・村別地誌・野中兼山偉績集・神社雜記など、歴史・宗教・民俗・地理・文芸の各方面において現在なくなってしまったことのできない史料も多数収録されている。1973年~1983年の高知県立図書館刊による活字本全10巻がある。

諸本の分類と作者については、吉野忠氏と広田孝一氏の研究がある。吉野忠著「寺川郷談の題号と作者」（『高知大学学術研究報告第11卷』 人文科学第8号）3頁。吉野忠著『寺川郷談 乙類本』59頁 『広田孝一遺稿集』5~6頁、28頁。

- 3) 『五等士族上席年譜1』士族年譜（全44冊）の一つ。ほとんどの士族年譜が明治4年（1871）1月から10月にかけてのいわゆる「士族」の官歴と官禄を記録したものだが、これは幕末からの記録。
- 4) 御下横目役 足軽身分の者が勤務する監察の役職で、罪人の逮捕に当たった。上下二級あり、主として足軽の優れたものが任命された。
- 5) 松光院（1636~1720）第3代藩主忠豊の娘、松。
- 6) 定御小者 江戸時代、武家の雑用を勤めた者。土佐藩職制表で見ると定御小者は諸格式の下から四番目に見える。
- 7) 『本川の民話』第2巻 本川村教育委員会 1989年146頁~147頁
- 8) 山本泰三著『土佐の墓その1』212頁
- 9) 『本川村史』本川村 1980年9月 148頁所収
- 10) 拙稿 「解題『農業之覚』」（『日本農書全集第41巻』地域農書6所収）1999年7月 農山漁村文化協会 195頁
- 11) 菅谷文則・宮川敏彦・山崎清憲『氷室のはなし』2001年高知新聞企業91頁~102頁
宮川敏彦「手箱山の『氷室番所跡』はまちがいではないか——岡本健児氏の調査報告への疑問」『土佐史談』196号1994年9月
- 12) 菅谷文則 宮川敏彦 山崎清憲 同上書92頁
- 13) 宮本常一『忘れられた日本人』「土佐寺川夜話」 岩波書店 1984年 159頁
- 14) 松本瑛子「別火——近世における差別問題について」2001年度海南史学会報告